

# 重要事項説明書（労働災害補償共済）

■この説明書は、ご契約に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項をまとめたものであり、ご契約前に必ずお読みいただいた上でお申し込みいただきますようお願い申し上げます。また、本説明書では契約の概要および注意喚起情報をご説明しておりますので、詳しくは約款等も併せてお読みいただき、ご不明な点がございましたら、取扱代理所または取扱組合までお問い合わせください。

■ご契約者以外に労働災害補償共済をご利用いただく方にもここに記載されている事項をお伝えください。

## ●契約概要のご説明

### 1. ご契約内容について

補償内容

被共済者の被用者が業務上の事由または通勤により被った身体障害（負傷、疾病、後遺障害または死亡）に対して補償します。

### 2. 共済期間

この共済の共済期間は、共済期間の初日の午後5時に始まり、末日の午後5時までの1年間です。

### 3. 共済掛金の払込方法

共済掛金の払込みについては、ご契約と同時に全額を現金で払い込む一時払と、複数の回数に分けて払い込む分割払があります。

分割払の場合、払込期限は払込方法又は回数単位の共済期間開始の日の応当月の属する月の末日までとし、期限までに払込みのない場合は、共済契約は失効となります。

## ●注意喚起情報のご説明

### 1. クーリングオフ（契約申込の撤回等）制度

当連合会の労働災害補償共済は、共済期間が1年を超えるご契約は出来ませんので、クーリングオフ制度の対象ではありませんのでご注意ください。

### 2. 告知義務・通知義務等

#### （1）ご契約に際しての注意事項

共済契約者または被共済者はご契約に際し、当連合会が重要な事項として告知を求めた事項（以下「告知事項」といいます。）にご回答いただく義務（告知義務）があります。告知事項について事実と異なる記載をされた場合には、ご契約を解除させていただくことがあります。また、その場合、既に発生している身体障害については共済金をお支払いできないことがあります。

#### （2）ご契約金額のご確認

ご契約金額は、契約締結の際、1名につき3,000万円を限度に死亡補償共済金および後遺

障害補償共済金の補償金額を設定していただきます。法定外補償規定を定めている場合は、その規定に定めた補償額の範囲内で補償金額を設定していただきます。また、オプションの傷害共済団体は、100万円、200万円、300万円の中から1つをお選びください。

(3) ご契約後の留意事項

- ① ご契約者はご契約の締結後に、告知事項のうちの一部に変更が生じた場合に、遅滞なくご通知いただく義務（通知義務）があります。ご契約後変更が生じた場合には、遅滞なくご通知ください。ご通知がない場合には、ご契約を解除させていただくことや共済金をお支払いできないことがあります。
- ② ご契約者の住所などを変更される場合には、取扱代理所または取扱組合にご通知ください。ご通知いただかないと、ご契約、お支払いに支障がでることがあります。

(4) 事故発生の際の手続き

① 労働災害補償共済

万一事故が発生した場合、共済契約者、被共済者または共済金を受け取るべき者は、次のア. からク. までのことを履行してください。共済契約者または被共済者が、正当な理由がなく履行しなかった場合は、共済金の一部を差し引いてお支払いする場合がありますのでご注意ください。

ア. 災害の拡大を防止または軽減するため自己の費用で必要な措置を講ずること。

イ. 共済契約者または被共済者は災害が発生したことを知った場合は、その災害と同種の災害の発生を防止するため、自己の費用で必要な措置を講ずること。

ウ. 次の（ア）および（イ）の事項を遅滞なく、当連合会に書面で通知してください。

（ア）災害発生の日時・場所、災害の状況、身体の障害を被った被用者の住所・氏名または名称および身体の障害の程度

（イ）損害賠償の請求を受けた場合は、その内容

エ. 第三者に損害賠償の請求をすることができる場合には、その権利の保全または行使に必要な手続きをしてください。

オ. 損害賠償の請求を受けた場合には、あらかじめ当連合会の承認を得ないで、その全部または一部を承認しないようにしてください。ただし、被用者に対する応急手当または護送その他緊急措置を行う場合を除きます。

カ. 損害賠償の請求についての訴訟を提起し、または提起された場合は、遅滞なく当連合会に通知して下さい。

キ. 他の共済契約等の有無および内容について遅滞なく当連合会に通知してください。

ク. ア. からキ. までのほか、当連合会が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、また当連合会が行う損害の調査に協力してください。

② 傷害共済団体

被共済者が身体障害を被った場合は、その原因となった身体障害の発生の日から、その日を含めて30日以内に取扱代理所または取扱組合にご連絡ください。正当な理由がなく通知が遅延したり、事実を告げなかった場合、または事実と異なることを告げた場合には、共済金を減額してお支払いする場合がありますのでご注意ください。

### **3. 共済責任の開始時期**

- (1) 共済責任は、共済期間の初日の午後5時に始まり、末日の午後5時に終わります。
- (2) 共済掛金は、分割払を除いて、ご契約と同時に払い込みください。
- (3) 共済期間が始まった後でも、共済掛金を領収する前に生じた事故による身体の障害に対しては、共済金をお支払いできません。

### **4. 共済金をお支払いできない主な場合**

この共済では、次に掲げる事由に対しては共済金をお支払いできません。なお、免責事由の詳細は普通共済約款の「共済金を支払わない場合」の項目に記載されておりますので、ご参照ください。

#### (1) 労働災害補償共済

- ① 共済契約者または被共済者（共済契約者または被共済者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関）もしくはこれらの事業場の責任者の故意による身体障害
- ② 地震もしくは噴火またはこれらによる津波による身体障害
- ③ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。）による身体障害
- ④ 核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性の作用またはこれらの特性による事故によって被った身体障害
- ⑤ 風土病による身体障害
- ⑥ 職業性疾病による身体障害
- ⑦ 被用者の故意、または被用者の重大な過失のみによって被った身体障害
- ⑧ 法令に定められた運転資格を持たないで、または酒に酔った状態（アルコールの影響により正常な運転ができないおそれのある状態）で、もしくは麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で車両を運転している間に被った身体障害
- ⑨ 故意の犯罪行為によってその被用者本人が被った身体障害

#### (2) 傷害共済団体

##### ① 傷害

- ア 初年度契約の共済期間の始期より前に生じた事故による傷害
- イ 共済契約者（共済契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関）または被共済者の故意または重大な過失による傷害
- ウ 共済金を受け取るべき者（共済金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関）の故意または重大な過失による傷害
- エ 闘争行為または犯罪行為による傷害
- オ 自殺行為による傷害
- カ 精神障害または泥酔の状態を原因とする事故による傷害

- キ 脳疾患、疾病または心神喪失による傷害
  - ク 妊娠、出産、早産または流産による傷害
  - ケ 地震、噴火または津波による傷害
  - コ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。）による傷害
  - サ 核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故による傷害
  - シ ケからサまでの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故による傷害
  - ス 法令に定められた運転資格を持たないで、または酒に酔った状態（アルコールの影響により正常な運転ができないおそれのある状態）で、もしくは麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車もしくは原動機付自転車を運転している間に生じた事故による傷害
- ② その他
- ア 薬物依存により共済金支払事由が発生した場合には、共済金を支払いません。
  - イ 頸部症候群（いわゆる「むちうち症」）、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足る医学的他覚所見のないものに対しては、その症状の原因がいかなるときでも、共済金を支払いません。

上記以外にも共済金をお支払いできない場合がありますので、「約款」をご覧ください。

## **5. 共済契約の無効・取消し・失効**

### **（1） 労働災害補償共済**

- ① 共済契約者が、共済金を不法に取得する目的または第三者に共済金を不法に取得させる目的をもって締結した場合は、ご契約は無効となります。この場合、共済掛金は返還しません。
- ② 共済契約者または被共済者の詐欺または強迫によって共済契約が締結された場合は、ご契約の取消しをさせていただきます。この場合は、共済掛金は返還しません。

### **（2） 傷害共済団体**

- ① 共済契約者が、共済金を不法に取得する目的または第三者に共済金を不法に取得させる目的をもって共済契約を締結した場合は、ご契約は無効となります。この場合、共済掛金は返還しません。
- ② 共済契約者以外の者を被共済者とする共済契約について被共済者の同意を得なかった場合は、ご契約は無効となります。この場合は、共済掛金の全額を返還します。
- ③ 共済契約者、被共済者または共済金を受け取るべき者の詐欺または強迫によって共済契約が締結された場合は、ご契約の取消しをさせていただきます。この場合は、共済掛金は返還しません。
- ④ 共済契約締結の後、被共済者が死亡した場合は、共済契約は失効となります。この場

合、既経過期間中に共済契約加入者証書記載の事業場において使用する平均被共済者数に基づき既経過期間に対し日割をもって計算した共済掛金と既に払い込まれた暫定共済掛金に過不足あるときは、その差額を精算します。ただし、死亡共済金を支払うべき傷害によって被共済者が死亡した場合には、共済掛金を返還しません。

## **6. 重大事由による共済契約の解除**

ご契約後に、次のいずれかの事由の場合、ご契約を解除することがあります。また、その場合、解除の事由が生じた時から解除がなされた時までの損害または傷害に対しては共済金をお支払いできません。

### (1) 労働災害補償共済

- ① 共済契約者または被共済者が、当連合会にこの共済契約に基づく共済金を支払わせること目的として損害を生じさせ、または生じさせようとしたこと。
- ② 被共済者が、この共済契約に基づく共済金の請求について、詐欺を行い、または行おうとしたこと。
- ③ ①および②に掲げるもののほか、共済契約者または被共済者が、①および②の事由がある場合と同程度に当連合会のこれらの者に対する信頼を損ない、この共済契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。

### (2) 傷害共済団体

- ① 共済契約者、被共済者または共済金受け取るべき者が、当連合会にこの共済契約に基づく共済金を支払わせることを目的として傷害を生じさせ、または生じさせようとしたこと。
- ② 共済契約者、被共済者または共済金受け取るべき者が、この共済契約に基づく共済金の請求について、詐欺を行い、または行おうとしたこと。
- ③ 他の共済契約等との重複によって、被共済者に係る死亡共済金額、入院共済金日額、通院共済金日額等の合計額が著しく過大となり、共済制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること。
- ④ ①から③までに掲げるもののほか、共済契約者、被共済者または共済金受け取るべき者が、①から③までの事由がある場合と同程度に当連合会のこれらの者に対する信頼を損ない、この共済契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。

## **7. 解約と解約返れい金**

ご契約を解約（解除）される場合には、取扱代理所または取扱組合にご連絡ください。解約（解除）の条件によっては、当連合会の定めるところにより共済掛金を返還させていただくことがあります。詳しくはお問い合わせください。

## **8. 個人情報取扱いに関する事項**

この共済契約に関する個人情報は、当会がこの共済引受の審査および履行のために利用するほか、当会および組合が、この共済契約以外の商品・サービスのご案内・ご提供や共済引受の審査および共済契約の履行のために利用したり、提携先・委託先等の商品・サービスのご案内のために利用したりすることがあります。（商品やサービスには変更や追加が生じることがあります。）

ただし、保健医療等の特別なセンシティブ情報（要配慮個人情報を含みます。）の利用目的は中小企業等協同組合法施行規則等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限

定します。また、この共済契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務提携先（共済代理所を含む）、保険仲立人、医療機関、共済金の請求・支払いに関する関係先等に提供することがあります。

#### ■ 契約等の情報交換について

当会は、この共済契約に関する個人情報について、共済事業の健全な運営のために、一般社団法人日本共済協会、一般社団法人日本損害保険協会、損害保険会社等の間で、登録または交換を実施することがあります。

#### ■ 再保険について

当会は、この共済契約に関する個人情報を、再保険契約の締結や再保険金等の受領のために、国内外の再保険会社等に提供を行うこと（再保険会社等から他の再保険会社等への提供を含みます。）があります。詳しくは当会ホームページをご覧ください。<http://www.nikkaren.or.jp>

### **9. 組合員資格のご確認**

ご加入にあたり、ご契約者の組合員資格について確認させていただきます。なお、新たに組合員となる場合は出資金が必要となります。また、組合員以外のご契約はお取扱できない場合があります。詳しくはお問い合わせください。

### **10. 共済契約証書および共済掛金領収書の保存**

共済契約証書および共済掛金領収書は大切に保存してください。

### **11. 共済金の削減、共済掛金の追徴**

当連合会は、異常災害等その他の事由により損失金を補填するため、共済金を削減、または共済掛金を追徴することがあります。

### **12. 共済金請求のお手続きについて**

- ① 事故のご連絡をいただいた場合には、取扱代理所または取扱組合より、共済金請求手続きに（共済金請求際してご提出いただく書類）関してご案内いたします。具体的な必要書類につきましては、事故発生時にご案内いたします。
- ② 共済金請求権については、時効（3年）がありますのでご注意ください。なお、時効の日数については、共済金請求権の発生時期の翌日から起算します。

### **13. 共済に関するご相談・苦情の窓口**

当連合会では、ご利用の皆さまにより一層ご満足いただけるサービスを提供できるよう、ご相談および苦情を受け付けております。ご加入先の各都道府県組合、または下記までご連絡ください。

**全日本火災共済協同組合連合会（日火連）**  
**中小企業共済相談受付センター**  
**0120-511077（通話料無料）**  
受付時間 9：00～12：00、13：00～17：00（土曜日・日曜日・祝日、年末年始の休日を除く）

苦情などのお申し出につきましては、ご加入先の取扱組合を中心に、当連合会が連携を図りながら対応いたしますが、解決がつかない場合には、下記の一般社団法人日本共済協会共済相談所へご相談いただくこともできます。

